

10月16日林政審議会における意見等の概要及び対応について（発言順）

管理経営基本計画 (素案) 該当箇所	委員からの意見等の概要	対応
3 - (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	<p>年度を跨いだ供給時期の調整も行ってほしい。</p> <p>供給調整について、関係者の意見把握に限らず、供給時期の調整等についても迅速かつ的確に実施することとしてほしい。</p>	<p>供給時期の調整、長距離輸送等の措置については、関係者からの意見把握等の結果、必要性を判断するものであり、状況に応じて効果が高いと考えられる適切な時期に行うものであるが、意見の趣旨を踏まえ、「迅速かつ的確」でないとの誤解を生じさせないよう、次のとおり修正する。</p> <p>また、年度を跨いだ供給時期の調整については、修正案中の「適期」が年度を跨ぐ時期であれば、その時期に行われるものであり、本資料の公表により明らかにすることで、意見の趣旨は盛り込まれるものと考えている。</p> <p>(素案からの修正)</p> <p>また、全国的なネットワークを活用し、国産材の2割を供給し得る国有林野事業の特性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮する。具体的には、必要に応じて供給時期の調整等を行うこととし、これを適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握することなど、必要に応じて供給時期の調整等の取組を推進することとする。</p>
6 - (2) - ア 計画的かつ効率的な事業の実行	<p>(「森林・林業再生プラン」を「森林・林業基本計画に基づく施策」に変更することに関し、) ここでいう森林・林業基本計画が平成23年に策定されたものであることを記述した方が、同じ意味であることがより明確になるのではないか。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正する。</p> <p>(素案からの修正)</p> <p>国有林野事業債務管理特別会計の債務については、平成60年度までに着実に処理することとされており、適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保や平成23年7月に閣議決定された森林・林業基本計画に基づく施策の推進によるコスト縮減などを着実に実施していくことが必要である。</p>

管理経営基本計画 (素案) 該当箇所	委員からの意見等の概要	対応
7-(2) 地域振興への寄与	森林・景観を利用し地域社会へ貢献するという観点から、「美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承」という考え方を加えてほしい。	<p>意見の趣旨とともに、国有林における様々な活動等が「美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承」に貢献しているものであることを踏まえ、7-(2)を次のとおり修正する。</p> <p>(素案からの修正)</p> <p>こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成を始めとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等の取組は、地域振興にも寄与するものである。</p> <p>このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努めることとする。</p>
1-(1)-ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	森林を持続的に利用管理するという概念を加えた記述としてほしい。	<p>意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正する。</p> <p>(素案からの修正)</p> <p>近年においては、このような森林の有する公益的機能の発揮への期待が高まり、とりわけ地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の観点から地球的規模で森林を持続的に利用管理するという認識が急速に広まるとともに、森林とのふれあいに対する期待が高まるなど、森林に対する国民の要請が多様化してきている。</p> <p>国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民のこうした要請に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、(中略)適切な施業を推進する。</p> <p>併せて、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。</p> <p>これらを通じて、国有林野における多面的機能の持続的発揮を確保していくこととする。</p>

管理経営基本計画 (素案) 該当箇所	委員からの意見等の概要	対応
はじめに	(表現の適正化)	<p>こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、国有林野の有する公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行したところである。</p> <p>従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林(もり)」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。</p> <p>具体的な取組の実施に当たってはこのため、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項をこの計画で明らかにするとともに、毎年度の実施状況を公表するなどの手続きにより透明性を担保する。またも、管理経営の実施状況等を踏まえて、5年ごとに計画を見直しすことにより、関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。</p> <p>その際、国民の負託に応じて国有林野事業の使命を達成していくという意志認識を職員が共有し、一丸奉となってその推進に努めていくこととする。</p>
1-(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献		<p>国有林野の管理経営に当たっては、民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、都道府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくこともとする。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。</p> <p>※ 計画案全体について、同様に表現を適正化</p>
3-(1) 林産物等の供給		<p>その際、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえ、需要者等と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、地域の林業・木材産業の活性化に資することを旨とする国有林材の供給を推進する。</p>

管理経営基本計画 (素案) 該当箇所	委員からの意見等の概要	対応
6-(2)-イ 安全・健康管理対策の推進	(表現の適正化)	<p>安全・健康管理対策の推進については、職員の安全と健康を守り、とも、事業を円滑に運営する上ではとも不可欠な条件である。ことから、安全管理については、人命尊重を基本理念として、安全活動状況の分析・検討等、現場実態等に対応した安全管理体制の機能の活性化や及び安全で正しい作業の確実な実践等適切な安全管理の積極的な推進等により、災害の未然防止を図る。とともに、健康管理については、生活習慣病予防等の健康保持増進対策、心の健康づくり対策等を推進を図ることとする。</p>
7-(1) 人材の育成		<p>国有林野事業は、公益重視の管理経営を一層推進することに加え、人材育成を始めとした民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生への貢献といった使命を必要最小限の要員規模で十全に果たしていかなければならないことから、その人材の育成は極めて重要である。</p> <p>このため、国有林野の管理経営のみならず、森林における生物多様性の保全や国民の需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成・確保等国有林及び民有林において一体的に推進すべき施策を踏まえるとともに、開かれた「国民の森林(もり)」に向け新たな課題も念頭に置きつつ、森林に関する技術者としての専門的な知識と能力、また、行政官としての幅広い知識や経験、能力を養うため、実地を重視したOJTとともに研修の充実や森林総合監理士(フォレストラー)等への系統的な育成、関係省庁等との人事交流等を積極的に行うこととする。</p>